警察庁における特定秘密通報窓口について

警察庁長官官房人事課では、「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（平成26年10月14日閣議決定）」に基づき、警察庁における特定秘密の指定及びその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が特定秘密保護法等に従って行われていないと思料する場合の通報を受け付けています。

当窓口への通報者は、取扱業務者等に限られています。

○　取扱業務者等
　特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号)第３条第１項に規定する特定秘密の取扱いの業務を行う者若しくは行っていた者又は同法第４条第５項、第９条、第10条若しくは第18条第４項後段の規定により提供された特定秘密について、当該提供の目的である業務により当該特定秘密を知得した者

通報の際には、特定秘密指定管理簿に記述された特定秘密の概要や特定秘密が記録された文書の番号を用いるなどし、特定秘密を漏らさないよう留意してください。

当窓口は次のとおりです。

○　専用メールアドレス
　tokuteihimitsutsuuhou@npa.go.jp

連絡をしていただいた方の保護

ご連絡をしていただいた方の個人情報は、ご本人の同意がない限り、通報の処理に関与した職員以外に通知されることはありません。

また、ご連絡をしていただいたことを理由に不利益な取扱いをした者に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとることとしております。